

霧島市条例第16号  
平成29年3月31日

霧島市衛生施設整備基金条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

### 霧島市衛生施設整備基金条例

(設置)

第1条 霧島市が設置する一般廃棄物処理施設及び火葬場（以下「衛生施設」という。）の整備を図る事業の経費に充てるため、霧島市衛生施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、衛生施設の整備を図る事業の経費に充てる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(霧島市特定建設事業基金条例の一部改正)
- 2 霧島市特定建設事業基金条例(平成17年霧島市条例第82号)の一部を次のように改正する。  
第2条中第8号を削り、第9号を第8号とする。